

愛知県行政書士会尾張支部規則

(名称及び組織)

第1条 この支部は、愛知県行政書士会尾張支部（以下「支部」という）と称し、愛知県行政書士会会則（以下「会則」という）第59条第2項別表に掲げる区域内に事務所を設置している会員（行政書士及び行政書士法人）をもって、組織する。

(用語)

第2条 この規則で本会とは、愛知県行政書士会をいう。

(目的)

第3条 支部は、会則第59条（設置等）に定める目的及び支部の目的達成のため、必要な事業を行う。

(事務所)

第4条 支部の事務所は、その支部区域内に置く。

(支部会員名簿)

第5条 支部は、会員名簿の写しを編綴したものを支部会員名簿とし、これを備えなければならない。

- 2 本会から会員名簿の記載事項について変更の通知があったときは、支部会員名簿の記載事項を整理しなければならない。
- 3 所属会員が本会から登録の抹消等、会員としての資格を喪失する旨の通知を受けたときは、その者を支部会員名簿から除き、退会者名簿に編綴し保存しなければならない。

(支部役員)

第6条 会則第59条（設置等）第3項の規定により、この支部に、次の役員を置く。

支部長	1人	幹事	10人以内
副支部長	2人以内	監事	2人以内

- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第7条 役員は、支部総会において、所属支部の行政書士である会員（以下「個人会員」という）のうちから選任する。

- 2 役員を選任方法に関し必要な事項は、規約で定める。

(役員任期)

第8条 会則第18条（役員任期）及び第19条（役員退任）に関する規定は、支部役員に準用する。この場合において、会則第18条第1項中定時総会とあるのは定時支部総会と、会則第19条中会員とあるのは支部会員と、総会とあるのは支部総会と読み替えるものとする。

(役員職務)

第9条 支部長は、支部を代表し、支部の事務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代理し、又は欠員となつたときは、その職務を行なう。
- 3 幹事は、支部長の定めるところに従い、支部の事務を分掌する。
- 4 監事は、支部の資産並びに会計に関する監査を行なう。

(支部総会)

- 第10条 支部長は、毎会計年度終了後2月以内に定時の支部総会を開催しなければならない。支部総会は、支部の個人会員をもって構成する。
- 2 支部長は、必要があると認めたときは臨時に支部総会を開催することができる。
 - 3 会則第23条(総会の招集)第2項及び第3項の規定は、支部総会に準用する。この場合、会長とあるのは支部長と読み替えるものとする。

(支部総会の議決事項と議事の方法)

- 第11条 次に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。
- 一 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - 二 支部規則の制定及び変更に関する事項
 - 三 支部役員を選任及び解任に関する事項
- 2 会則第24条(議事)及び第25条(議長及び副議長)の規定は、支部総会に準用する。

(支部幹事会及び執行部会)

- 第12条 支部長は、支部の業務執行上必要があると認めたときは、支部幹事会又は執行部会を開催することができる。
- 2 支部幹事会は、支部長、副支部長及び幹事をもって構成する。
 - 3 執行部会は、支部長、副支部長をもって構成する。
 - 4 会則第27条(理事会)第4項から第9項までの規定は、支部幹事会に準用する。この場合、会長とあるのは支部長と読み替えるものとする。

(支部幹事会及び執行部会の審議事項)

- 第13条 支部幹事会は、次の事項を審議する。
- 一 支部総会に付議する議案の審議に関する事項
 - 二 会長から、諮問を受けた事項の審議に関する事項
 - 三 規約の制定及び改廃に関する事項
- 2 執行部会は、支部運営の執行に関する事項を審議する。

(議事録)

- 第14条 支部総会及び支部幹事会の議事については、議事録を作成し、議長並びに当該会議に出席した個人会員のうちから、議長が指名した個人会員はこれに署名、捺印しなければならない。

(支部の会計)

- 第15条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 2 支部の運営は、支部会費、支部交付金、寄付金その他の収入をもって行う。
 - 3 支部会費は、入会費10,000円、年会費6,000円とし、その納入時期、納入方法等については、規約で定める。
 - 4 支部長は、支部の会計に関する帳簿を備え、常にその収支の状況を明らかにしておかな

なければならない。

5 支部の資産は、支部長が管理する。

6 支部役員、その他支部の運営に役務を提供した会員の旅費、実費弁償費等は、支部幹事会の定めるところによる。

7 弔慰金及び見舞金に関する事項は、規約で定める。

(会長への報告)

第16条 支部長は、第10条及び第11条に規定する支部総会に関する事項、その他支部の行事を施行したときは、その結果を会長に通知、又は報告しなければならない。

(顧問及び相談役)

第17条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、支部幹事会の議決を経て支部長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、支部幹事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の委嘱期間は、委嘱した支部長の任期と同一とする。

(会則の準用)

第18条 この規則に定めないので、支部運営に必要な事項は、会則の規定を準用することができる。

附 則

1 この準則は、昭和46年12月1日から施行する。

2 支部は、この準則（以下「新準則」という）施行の日から1月以内に新準則に適合するよう従前の支部規則を改正し、かつ新役員を選任しなければならない。

3 新準則第15条に規定する支部の会計に関する事項は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月19日）

4 この準則は、愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の施行の日（昭和58年4月1日）から施行する。

5 附 則 [昭和61年1月28日 愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の整理に関する規則]

6 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月25日）

7 この規則は、公布の日（昭和61年7月25日）から施行する。

附 則（平成11年11月19日）

8 この規則は、平成11年11月19日から施行する。

9 この支部規則・附則は平成13年5月20日から施行する。

10 平成14年4月13日第15条3変更

附 則（平成16年4月16日）

11 この規則は、愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の認可の日から適用し、平成16年8月1日から施行する。

12 この規則は、平成20年5月17日から施行する。

附 則（平成28年3月18日）

13 この規則は、平成28年5月14日から施行する。